

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、**様式103**を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善**中間報告書**」を提出(令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

令和9年6月以降にベースアップ評価料を算定する場合、該当の様式を提出

※ただし、令和8年度から継続して調剤ベースアップ評価料を算定する場合は提出不要

8月中に、令和8年度「賃金改善**実績報告書**」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善**中間報告書**」を提出(令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

算定期間 (6月から翌年5月)

届出書

5月

R 8年度
中間報告書

8月

R 8年度
実績報告書

8月

※
届出書

5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R 9年度
中間報告書

8月

令和8年度の算定に関する手続き

令和9年度の算定に関する手続き